時事新報

明治十九年一月二十日　水曜日
舊乙酉十二月十六日（庚、辰）
日出　午前七時九分　日入　午後五時十四分
月出　午後五時二十二分　月入　午前六時三十一分
滿潮　午前五時零七分　午後五時三十三分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓九十錢〇六箇月前金三圓七十錢〇一箇年前金七圓二十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ直送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直ニ郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　馬關　山口　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　[illegible]　松坂　山田　[illegible]　福島　二本松　石ノ卷
[illegible]　[illegible]　高崎　宇都宮　[illegible]　八王子　千住　草加
熊ケ谷　[illegible]　杉戸　幸手　久喜　[illegible]　千葉　登戸
[illegible]　東金　市川　八幡　[illegible]
[illegible]ノ[illegible]八圓レク[illegible]料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢五厘	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	七錢	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢五厘	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

加藤弘之君日本人種改良論の辨を辨ず

（前號の續）　高橋義雄

事の實際は前段に陳述せし如くなきも余は今加藤弘之君に一歩を讓り雜婚の結果として日本人も何時か一度は西洋人種に化し日本人種の血脈は漸く消滅する者也と覺悟せん然るに君は初より優勝劣敗は是非もなし劣等の日本人が西洋人に逐ふるれば夫迄と觀念して絶滅せんとの英斷あれば余も君も現在の日本人種が未來に絶滅す可しとの見込は同樣なり、斯く雜婚の結果として日本人が優勝劣敗にて根絶すれども彼れ亞米利加土人同樣遂には其種類をも留めず祖先血食せざるに終るあらん之に反え雜婚の方法にて日本人種の血脈漸消の場合には毛髮膚色等こそ異なれ其後に天晴れ祖先に立ち歸りたる好子孫を留め先日本人として未來永劫永く相繼承するとあらん此二者孰れを擇ぶか余は尙君の再考を請はざるを得ず

又君の説にては純粹なる日本人の働にて國家の隆盛を致せば日本人の面目なれ共異人種の國と爲りては隆盛も何の益かあらんと申せども君は人種一源論を承知せるに非ずや假りに人種一源にして我々は猿と同族なりとすれば白色人も黃色人も同一の祖先より出ゞるものあしく今日交通頻繁世界の人種漸く一に歸せんとするに當り兩人種間に區別を立て好惡を其間に存するは殆に云ふ迷ひの一種には非ずや余と日本人種改良論中に雜婚の結果として子孫に白色人種の形容を存するを見て日本人の身体は西洋人に取られたりと云はゞ牛肉を食ひ滋養を以て體格を改良するを見て我々の身体は牛の爲めに取られたりと云はざる可らず云々と記したり[illegible]實際論に屬すれども此論[illegible]の一端と爲る可し夫れとも論もあき異人種が突然來りて日本國を其儘引受くるは[illegible]人種を[illegible]するも一應尤もあるが如くなれども君の論ずる異人種とは現在日本人の子孫なり日本人が其國土を以て西洋の男女と婚し其相愛の結果に生じたるものなれば膚色[illegible]等の外見に多少の變動ありたりとて依然として之を愛するの情に[illegible]れ[illegible]雜婚して合の子を持てる人に問ふて[illegible]可し[illegible]として之を愛すれば[illegible]祖先として我が歡[illegible]百年の後[illegible]の子孫も日本國の[illegible]て祖先たる我々は欣然として其子孫の面目を[illegible]するとあらん聞く亞米利加土人中白色人と雜婚したるものは雜種として人口稠密の地に生息それとも純粹なる土人は漸く山中に逃げ入りて次第に消滅するの勢ありと然るに君は合れ子と以く人種に不忠ありとするものなれば彼の落機山の蕨を食ひ枕を駢べて餓死したる銅色の伯夷叔齊に左袒するとあらん君の説の如く宇内の事は優勝劣敗の興運に支配せらるゝものありと知らば自から工夫して優等の地位に進み其劣敗の數を免るゝよろ智者の事あれ敗するを知りて詮方なしとて手を束ねて絶滅するを俟つは餘り不甲斐なき所爲にして後世子孫に面目なき次第ならずや

君は辨駁の末段に人間の世に立つは只我と云へる者の利益を計るが爲めのみ今日本人種は大なる我なり人種改良論者は此大切なる我を亡ぼすものなりとの申條なれども元來我と云へるものは終始變遷するものなり今の日本人は日本人種と以て我とすべけれども合の子は合の子と以て我とす可し余は今の我と後の我とは利益を計れば唯雜婚を奬勵するあれ我れ優等人と夫妻とし夫婦相愛、優等の子を生めた其子は即ち第二の我にして第三第四轉た相繼承し各我を我として大なる我の便益を謀る、雜婚は利己主義は大なるものに非ずや若しも然らず日本人は何時までも今の日本人種として改良せざれば優勝劣敗所謂我なるものも全く影消泡滅をるに至る可し是れ亦君の熟考を請はざるを得ず

以上は理論上より大畧君の説を辨ずたるものなれ共實際上より觀察すれば非雜婚論の行はるゝや疑を容れず今後外交ますく繁多各人種互に相往來し我國にても早晩內地雜居を許さならんとの珠望ある今日、雜婚の機會はますく增し到底人力を以て之を制する能はざる可し又カトルフエーヂ氏の如きも其雜婚を論ずたる文中に今後交通は便利增加するに隨び蒸氣船車能く各國の氣脈を通ず各人種互に利害を同ふし性癖を同ふず又其需要を同ふするに至らば人種の混合にも又一層の便利を加へ其血脈も亦互に通同し遂に人種の一新期限と表するに至らん云々と記せり君は此際に處して非雜婚論を實行するの望ありや或は法律を以て雜婚を制せんとするか現に米國オハヨ州の成文律にて純粹の白哲人種にして黑人及亞弗利加人種の血脈と現存する者と雜婚する者は罰金百弗より多からず禁錮三個月より多からざるの刑に處し又黑人及亞弗利加人種の血脈を現存するものにして純粹の白哲人種と雜婚するものは同刑に處すとの條款あり此條款に倣び我國にても異人種と雜婚するものは罰金若干禁錮何個月の法を設くると得べきかオハヨ州にては優等の白哲人が劣等人種に對するの場なれど右の變則を實行するを得しなれども日本人が歐米文明國人と雜て此變則中に封ずると得べきや畢竟小兒の戲と爲る可きのみ又君は國土は漸々をるもれに非ず土地の如きは何處にても差支なしと云はれたるも今後數千數萬の日本人が米國に移住したる場合ありと假定せんに身は何の土地に在りても日本人は西洋人と雜婚す可らずとて各種の交際中結婚の交際丈けも嚴重に之を差し止め米國中に生息して若し米國人と雜婚するものなれば國民の禁令上之を得ひるとを辨べきや事實に於て行はれざることあらん余は理論に實際に加藤弘之君の非雜婚論を非として之を辨ずるものあり　（畢）

官報

○第一號告示

明治十五年九月第四號告示上野博物館書籍借覽ノ儀ハ自今停止候條此旨告示候事

明治十九年一月十九日　農商務大臣子爵谷干城

○海外留學　東京府士族加藤清人女錦子は昨十八日文部省に於て普通師範學科及幼稚園保育科修業のため滿三箇年間米國へ留學を命ぜられたり（文部省報告）

○古器物　左記の物品は支倉六右衛門の遺愛物にして今般宮城縣より上野公園內博物館に出品せり原來支倉六右衛門常長なるものは伊達政宗の家臣にして慶長十八年九月十五日政宗の命を受け呂宋、西班牙、羅馬の三國に使し八年の星霜を經元和六年に至りて歸朝す則其際齎し歸りし所の物品なり而して其事蹟の詳細なるは載て宮城縣出版の歐南遣使考にあり（農商務省報告）

支倉六右衛門肖像一枚（伊太利國畫工の油繪なり）羊皮紙公書一枚（羅馬總政院より支倉に與へし品にして羅甸文なり）聖母ウイルヂン、マリヤ肖像一枚耶蘇教法衣四枚十字架三箇板佛一箇珠數三連結飾三箇印形二箇輪金二箇玉飾袋一箇金具二十一箇馬具用金物十一箇鞍二箇

附言支倉六右衛門呂宋より鄕里の同姓勘三に贈りたる自筆書簡一通同縣支倉清延より出品せり併せて陳列す

○通貨ノ事歴（前號ノ續）

九十一	高須	銀錢札	未詳
九十二	高鍋	錢札	三六、一五八、五三四
九十三	高取	同	一一、八六五、〇二八
九十四	高粱	銀札及米錢札	四三、九七四、一二二
九十五	龍岡	錢札	未詳
九十六	田原	同	未詳
九十七	田原本	同	五、七六〇、三五〇
九十八	丹南	銀札	二、八六〇、〇〇〇
九十九	園部	銀錢札	四四、二七一、六四八
百	津	同	六三五、一五六、九九六
百一	津山	銀札	二三三、四七六、九九三
百二	土浦	米幣	未詳
百三	鶴田	銀札	二五、九七四、一八二
百四	鶴舞	同	四一三、一一二
百五	津和野	同	六六、九八九、四六二
百六	鶴牧	錢札	未詳
百七	名古屋	同	未詳
百八	中津	錢札	一三五、三二七、四九五
百九	中村	銀札	未詳
百十	長島	同	四七二、〇〇〇
百十一	成羽	永錢	一四、九四六、六八七
百十二	苗木	金札	五、四九〇、〇〇〇
百十三	七日市	錢切手	未詳
百十四	村上	楮幣	未詳
百十五	村岡	錢札	八、二三三、五三五
百十六	宇和島	銀札	三九七、三〇四、九一九
百十七	宇都宮	釣り錢ノ手形	未詳
百十八	上田	錢札	二三、一一五、〇〇〇
百十九	臼杵	同	九六、七九四、四八八
百二十	延岡	銀札	一二二、〇一三、九一二
百二十一	島本	預手形	一、九四二、八三二、七八四
百二十二	同分管轄地	同	五二、七六三、二三七
百二十三	久留米	銀札	三一二、六四八、〇〇八
百二十四	桑名	同	四七、六七三、六五二
百二十五	郡山	金銀錢札	四六、二一六、〇二七
百二十六	[illegible]羅	銀錢札	七、一九〇、一八三
百二十七	山口	銀札	一、四八〇四九九、三三九
百二十八	柳川	同	一四九、六〇一、七六七
百二十九	矢島	錢札	未詳
百三十	山家	銀錢札	一〇、七二七、七三九
百三十一	柳本	銀札	六、〇九九、〇七四
百三十二	柳生	銀札	二、九一二、二〇八
百三十三	山崎	銀札	八、六七八、三五七
百三十四	松江	銀錢札	四〇六、五一六、八〇五
百三十五	前橋	銀札	八一、四九二、九三六
百三十六	飯山	銀札	三九八、二八一、七五〇
百三十七	松代	金錢札	二一九、五三九、二〇七
百三十八	松[illegible]		
百三十九	丸[illegible]		
百四十	丸[illegible]		
百四十一	[illegible]		
百四十二	[illegible]		

○歐洲亞細亞[illegible]
にや亞細亞[illegible]
地中海と紅[illegible]
せんとの企て[illegible]
は此事に付[illegible]
には此新運[illegible]
通航の時間[illegible]
藩士の半額に[illegible]
多きと要せ[illegible]
藩士にて課[illegible]
[illegible]へり

○千葉通信
當地新年に[illegible]
下九十九里の[illegible]
々一種萬金の[illegible]
あり又同讀[illegible]
巢を見出せ[illegible]
日には當千[illegible]
名錄もあり[illegible]

○岡山通信
○岡山病院[illegible]
り年末より[illegible]
たるよし又[illegible]
山形醫學士[illegible]
に滯在中な[illegible]
官收稅長[illegible]
開きたり○[illegible]
芳春館に[illegible]
野本縣學務[illegible]
育上の演說[illegible]

○東洋の小[illegible]
明治四年よ[illegible]
只一人ロッ[illegible]
法の研究に[illegible]
て一の大製[illegible]
れ西の空を[illegible]
ぬやとなり[illegible]
してその身[illegible]
れロックア[illegible]
頃と成りて[illegible]
離どて田中[illegible]
ひさる人も[illegible]
暇なきが故[illegible]
りき左きげ[illegible]
没日と見て[illegible]
やむよ我明[illegible]
牧畜の用よ[illegible]
ケ淼の生き[illegible]
頃より郷[illegible]
食餐じて肉[illegible]